

「だれもが」いまいきと生活できる社会に

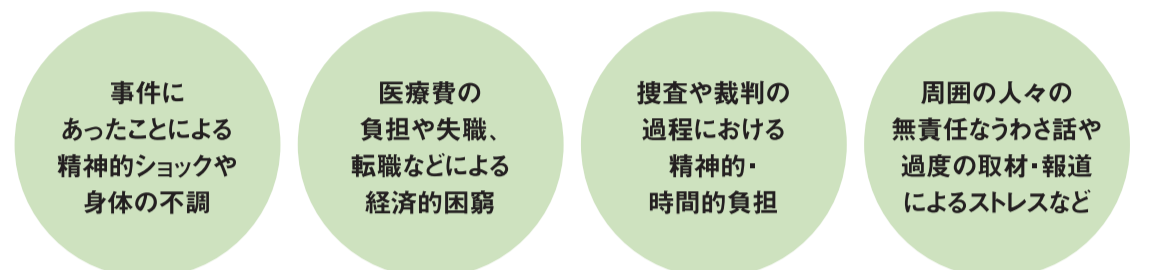
研修用に人権啓発ビデオの貸し出しをしています。

■お問い合わせ／人権施策室 ☎082(513)2734 (FAX)082(227)2549

犯罪被害者等

犯罪にあったために生じるさまざまな問題

犯罪の被害者(遺族を含む)は、命を奪われる(家族を失う)、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、次のようなことで苦しんでいます。



これらは、「二次的被害」といわれています。周囲の人たちは、被害者がこのような問題で苦しんでいることを理解して接し、被害者を責めたり、無理に励ましたりしないようにしてください。被害者が回復していくためには長い時間がかかりますが、周囲の人の理解や共感、支持などがとても大切です。

社会全体で支える被害者支援を

被害者等の多様なニーズに対応し、きめ細やかな支援を行う必要性から、付き添い支援など直接的な支援が可能な民間被害者援助団体である「社団法人 広島被害者支援センター」が、平成16(2004)年2月に設立されました。ここでは相談事業をはじめ、被害者自助グループへの支援など多様で幅広い支援を行っています。

また、平成16年12月には、「犯罪被害者等基本法」が成立し、犯罪被害者等を社会全体で支える行政と民間が一体となった支援体制が確立されようとしています。

私たち一人ひとりが、犯罪被害者等の置かれた厳しい現状を理解し、支え合う心を持つことが大切です。

■お問い合わせ／県警察安全相談課被害者対策室 ☎082(228)0110

「ひとりではないんですよ」と伝えたい。～犯罪被害者支援の現場から～



(社)広島被害者支援センター主催 被害者支援シンポジウム開催状況 (平成17年4月17日)

「何年前のことなのに思い出すと怖くてたまらない」、「どう接してよいか分からない」など、犯罪の被害にあった人や家族の悩みはさまざまです。当センターでは、ボランティアや必要に応じて専門家が、こうした悩み相談に応じています。また、家事などの生活支援をはじめ、裁判所や警察などへの付き添いも行います。被害にあった記憶を消し去ることは難しいことです。被害者は、やり場のない悔しさや怒り、悲しみなどさまざまな心情と向き合いながら生活しています。だから「早く忘れなさい」と声を掛けることは、被害者の孤立感を一層深めてしまいます。忘れられない気持ちを理解することが大切です。思いもかけず被害にあった時、一人で立ち直ることは困難です。被害者が孤立しないように見守る社会であってほしいと思います。シンポジウムなどで被害者支援を啓発することも私たちの大切な役割です。 談話:社団法人 広島被害者支援センター 事務局長 土居達雄さん

相談電話 ☎082(544)1110 毎週月・水・木・土曜 10時～16時 (祝日、8月13日～16日、12月28日～1月4日除く) ●社団法人 広島被害者支援センター 広島市中区本通7-29アイビービル7階 事務局 ☎082(245)6667

ハンセン病患者・回復者等

ハンセン病は「らい菌」による感染症です。「らい菌」は極めて感染力の弱い菌で、免疫力の弱い人が接触したときに感染することがあります。

治療薬がなかった時代は、ハンセン病は「不治の病」と考えられていましたが、現在は、有効な治療薬により完治する病気になりました。また早期に治療すれば、身体に障害が残ることもありません。

ところが、かつては家族から引き離されて強制的に療養所に入所させられたことから、「強い感染力をもった恐ろしい病気」であるといった誤ったイメージが定着してしまいました。また、病気の進行に伴い、手、足、鼻、目、耳たぶなどの一見して分かるところに変形や機能障害が起きたことなどから、ハンセン病患者は長い間多くの偏見と差別に苦しんできました。

現在もなお、広島県出身者約50人が8カ所の国立ハンセン病療養所に入所しています。

○治療した後に残る変化は後遺症にすぎず、接触しても感染することはありません。
○遺伝病ではありません。
ハンセン病は、有効な治療薬により、完治します

Q どんな差別がありましたか？

A ハンセン病患者を隔離することによって社会が救われるとの考えから対策が進められたので、家族と一緒に暮らすことができませんでした。

実名を名乗ることができなかったり、優生保護法により断種や中絶手術が認められ、結婚しても子どもを産むことが許されませんでした。

また、一生療養所から出て暮らすことができないだけでなく、死んでも故郷の墓に埋葬してもらえませんでした。

平成8(1996)年、らい予防法の廃止に関する法律が施行され、法的な隔離は終了しましたが、これまでの長期間にわたる隔離や入所者の高齢化などにより、社会復帰が困難な状況です。

平成13(2001)年ハンセン病患者や回復者に対する国の損害賠償責任を認める判決を受け、国によるハンセン病患者などに対する損失補償や名誉回復などが進められています。



正しい認識で、患者や回復者を迎え入れる社会づくりを

私たちはどうしたらいいのでしょうか。まずは患者や回復者が人権を大きく制限、制約されてきたことや、社会に偏見や差別が存在してきた事実を受け止める必要があります。

そして、ハンセン病について一人ひとりが正しい知識と認識をもち、患者や回復者を温かく迎え入れる社会を実現することが大切です。

そのために、家族でハンセン病について話し合ったり、講演会や資料展示会に参加するなどして、正しい理解を深めましょう。

■お問い合わせ／保健対策室 ☎082(513)3068 (FAX)082(228)5256

Q ふるさとに戻って暮らせるのでしょうか？

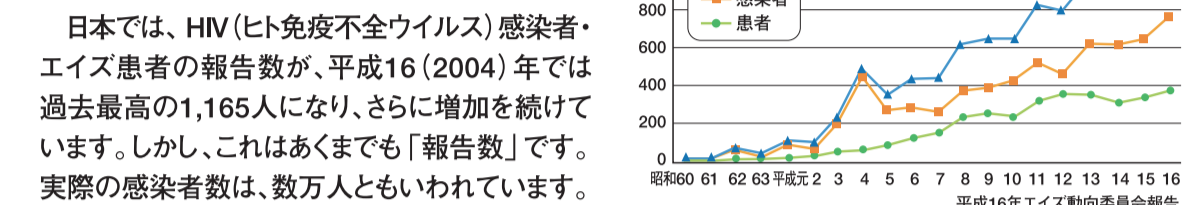
A 入所者は平均年齢が約78歳と高齢化し、後遺症による障害のため日常生活に支障がある人もいます。

また、入所者は今もなお社会に偏見や差別が根強く残っていることから、家族に迷惑が及ぶことを心配して、ハンセン病療養所から社会に出て暮らすことに不安を感じています。私たちの理解と社会の支えが必要です。

HIV感染者等

12月1日は世界エイズデー
エイズ…あなたは「関係ない」と思っていませんか？

増加するHIV感染者・エイズ患者の報告数



感染原因は明確。日常生活では感染しない！

主な感染経路は3つです。感染原因の約8割が性的接触によるものです。

性行為 → 感染者の精液や分泌物によって感染
血液感染 → 麻薬などを回し打ちする注射器から感染
母子感染 → 感染した母親から赤ちゃんへ感染

こんなことではHIVに感染しません

性的接触以外の日常生活
○バスや電車のつり革、握手
○せき・くしゃみ、食器の共用
○理・美容院、風呂、プール
○蚊、ペット、献血、キス

感染の不安があるときは、まずは電話で相談を

HIV抗体検査は**無料・匿名**で受けることができます。県地域保健所およびエイズホットライン(日曜検査)で**迅速検査**を行っています。迅速検査では検査の結果を受検当日にお伝えできます。なお、すべての検査は**予約**が必要です。

場所	連絡先	検査実施日
※広島地域保健所	☎0829(32)1181	第3水曜
※広島地域保健所海田分室	☎082(822)5114	第2水曜
※呉地域保健所	☎0823(22)5400	第2水曜
※芸北地域保健所	☎082(814)3181	第3火曜
※東広島地域保健所	☎082(422)6911	第1・第3火曜
※尾三地域保健所	☎0848(64)2322	第2水曜
※福山地域保健所	☎084(921)1311	第2火曜
※備北地域保健所	☎0824(63)5181	第2水曜

※日曜検査(県立広島病院内)	エイズホットラインで予約 ☎082(242)0812 土・日曜9時～16時 (第1土曜除く)	第2・第4日曜
広島市社会局保健部 保健医療課	☎082(504)2622(代) 検査は各区保健センターで受けられます	実施日は各区保健センターで異なります
呉市保健所	☎0823(25)3525(代)	第1火曜
福山市保健所	☎084(928)1127	月3回(水曜)

※迅速検査ができます。

HIV感染者は病気のうえに偏見や差別を恐れています

～エイズ医療の現場から～

HIV感染者は病気に対する不安があり、さらに「エイズは怖い」という作られたイメージによる偏見や差別を恐れている場合があります。HIVが抵抗力を低下させ、肺炎など23種類の病気を発病したら「エイズを発病した」といいます。今のところHIVを体から追い出すことはできませんが、HIVの活動を抑える薬でエイズの発病を防げるようになりました。HIVに感染していても、仕事や学校など、日常生活を送ることができます。

今では、性行為による感染がほとんどですが、コンドームを正しく使うことで感染を減らせます。感染の不安がある人は保健所などで検査を受けましょう。HIVに限らず、誰もが自分を守り、また相手を守る知識と技術を学び、それが社会が容認することが大切です。

■お問い合わせ／保健対策室 ☎082(513)3070 (FAX)082(228)5256



広島大病院助教 輸血部長 エイズ医療対策室長 たかたのぼる 高田 昇さん

レッドリボンのメッセージ

レッドリボンはあなたがエイズに関して偏見をもっていない、エイズとともに生きる人を理解し、支援していくというメッセージです。

インターネットによる人権侵害

便利な反面、人権を侵害する道具にも

近年のインターネットを代表とするIT(情報通信技術)の飛躍的な進展は、豊かで創造性にあふれた社会への扉を開きました。

一方で、インターネットは、匿名で不特定多数の人に対して、どのような情報でも簡単に発信できることから、他人を誹謗中傷する表現などが電子メールで流布されたり、ホームページや電子掲示板に掲載されるなど、人権にかかわる問題が発生しています。

インターネットは情報の発信や収集にとっても便利な道具ですが、誤った使い方をすると、人を傷つけたり、プライバシーを侵害する道具になってしまいます。

利用する私たちが、個人のプライバシーや名誉に関してどのような意識を持っているかが「鍵」になります。

■お問い合わせ／行政情報室 ☎082(513)2380 (FAX)082(224)4747 情報政策室 ☎082(513)2434 (FAX)082(228)3933

事業者は個人情報の適切な取り扱いを

平成17(2005)年4月から個人情報保護法が全面施行されています。この法律では、皆さんが安心して高度情報通信社会の利便性を得られるよう、事業者に対して個人情報の適正な取り扱いを求めています。

個人情報取扱事業者の4つのルール

- 利用・取得に関するルール**
・利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わない。
・不正な手段により、個人情報を取得しない。
- 適正・安全な管理のルール**
・漏えいなどを防止するため、個人データを安全に管理し、従業員や委託先を監督する。
- 本人からの開示などの求めに応じるルール**
・本人からの求めがあれば、個人データの開示、訂正、利用停止などを行う。取り扱っている苦情に、適切・迅速に対応する。
- 第三者提供に関するルール**
・原則として本人の同意を得ずに、個人データを第三者に提供しない。

インターネット上で個人情報を守るポイント

インターネット上で人権侵害を行わないために

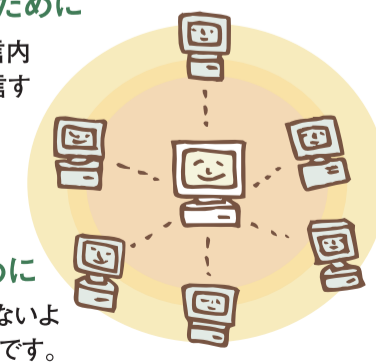
インターネット上で情報を発信する場合は、発信内容に責任が伴います。特に、次のような情報を発信することのないよう、最大限の注意を払いましょう。

- 他人のプライバシーを侵害するような情報
- 他人を誹謗中傷するような情報

インターネットによる被害にあわないために

インターネットを利用する詐欺などの被害にあわないように、個人情報は自分できちんと管理することが必要です。

- IDやパスワードは、人に見られないよう、細心の注意を払いましょう。
- インターネットのサイトや開設者などをよく確認し、名前、住所、電話番号、メールアドレスなどの個人情報を安易に提供しないようにしましょう。



刑を終えて出所した人

本人に更生の意欲があり、社会復帰をめざしている場合であっても、就職をはじめ住居の確保が難しいなど、現実には厳しい状況にあります。

真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようになるためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

■お問い合わせ／人権施策室 ☎082(513)2734 (FAX)082(227)2549